

日本 J/24 クラス協会規約

第 1 章 総則

第 1 条 (名称)

本協会は、日本 J/24 クラス協会 (英文 : JAPAN J/24 CLASS ASSOCIATION) と称する。

第 2 条 (目的)

本協会は、J/24 クラス艇の健全な普及と発展に努めるとともに、会員相互の親睦を図ることを目的とする。

第 3 条 (所属)

本協会は、日本国における J/24 クラス艇を代表する唯一の組織として、国際 J/24 クラス協会 (IJCA) に加盟し、国内においては公益財団法人日本セーリング連盟に加盟する。

第 4 条 (事業)

本協会は、次の事業を行う。

- ① 国際 J/24 クラス協会、各国の J/24 クラス協会及び公益財団法人日本セーリング連盟との連携及び連絡
- ② 支部、フリート及び会員の管理
- ③ J/24 クラス艇の計測及び登録
- ④ J/24 クラス艇の全日本選手権大会その他の大会の主催、主管及び後援
- ⑤ J/24 クラス世界選手権大会及び各種国際大会に出場する代表選手の選定
- ⑥ その他本協会の目的のために必要な事業

第 2 章 会員及び組織

第 5 条 (会員)

本協会は、次の会員で組織する。

- ① 正会員 : 各年度の正会員年会費を支払ったセーラー
- ② 準会員 : 各年度の準会員年会費を支払ったセーラー
- ③ ジュニア会員 : 各年度のジュニア会員年会費を支払ったセーラー
- ④ 賛助会員 : 本協会の事業を援助する個人、団体で理事会の承認を得たもの

第 6 条 (会員の資格)

- 1 本協会の会員となるためには、本規約に同意しなければならない。
- 2 本協会の会員となるためには、本協会所定の様式で入会を申し込むとともに、細則に定める

会費を本協会が指定する口座に支払わなければならない。

第7条（退会）

- 1 本協会の会員が、本協会の会員として不適当と認められるときは、会長は、理事会の承認を得て、当該会員を退会させ、又は会員資格を一時停止することができる。
- 2 本協会を退会した会員は、本協会に対し、いかなる損害賠償その他の請求をすることはできない。

第8条（フリート）

同一水域内で活動できる2艇以上の登録艇（本規約及び本協会の様式にしたがって本協会に登録された艇をいう。第11条第3項及び第32条第1項において同じ）があり、かつ、当該水域において活動する2名以上の正会員より申請があった場合、会長は、理事会の承認を得て、新たなフリートを配置することができる。

第9条（支部）

- 1 本協会は、同一水域内に所在するフリート、及び当該水域内のフリートに所属しない正会員を管理するため、関東支部、東海支部、関西支部、九州支部を設置する。
- 2 同一水域における複数のフリートより申請があった場合、会長は、理事会の承認を得て、新たな支部を設置することができる。

第10条（支部及びフリートに関する規程）

- 1 支部又はフリートは、その責任者として、支部には支部長を、フリートにはフリートキャプテンを、所属する正会員の中から互選により選出しなければならない。
- 2 支部又はフリートは、その責任者に変更があった場合には、その者の氏名及び連絡先を遅滞なく会長に届け出なければならない。
- 3 支部又はフリートは、本規約に反しない限り、独自の運営規則若しくは会費を制定することができる。
- 4 正会員は、自己申告により所属する支部を決定することができる。
- 5 フリート外の会員は、該当する地域支部に直接加盟するものとする。

第3章 役員

第11条（役員及び定数）

- 1 本協会は、役員として、支部が選出する理事を置く。
- 2 各支部が選出する理事の合計人数は、前年度の12月31日において各支部に加盟する正会員数に応じて、次のとおり定める。

| 支部加盟正会員数 | 理事の合計人数 |
|----------|---------|
| 01名～10名 | 1名 |


| | |
|---------|----|
| 11名～20名 | 2名 |
| 21名～30名 | 3名 |
| 31名以上 | 4名 |

- 3 各支部の正会員の数が、各支部における登録艇の数の2倍を超える場合は、その超える限度で、各支部の正会員数を前項の正会員数に含めない。
- 4 理事は、正会員でなければならない。

第12条（理事の任期及び欠員など）

- 1 理事の任期は、会計年度を基準に2年間とし、再任を妨げない。
- 2 各支部は、随時、自ら選出した理事を解任することができる。ただし、会長職にある理事を解任することはできない。
- 3 解任又は辞任により理事に欠員が生じた場合には、当該理事を選出した支部は、新たに理事を選出することができる。
- 4 前項で新たに選出された理事の任期は、前任者の任期の残余期間とする。
- 5 任期の満了又は辞任により退任した理事は、新たに理事が選出されるまで、なお理事としての権利義務を有する。

第13条（役職者の選定）

- 1 本協会は、理事の中から、次の役職者を理事の互選により選定する。
 - ① 会長（1名）
 - ② 副会長（1名）
 - ③ 会計担当理事（1名）
 - ④ 広報担当理事（1名）
- 2 理事会は、その決議によって、役職者を解職することができる。ただし、会長を解職するためには、会長を除く理事全員の賛成がなければならない。
- 3 総会は、その決議によって、会長を解職することができる。この場合、新たな会長は、解職された会長以外の理事の中から選定されなければならない。

第14条（理事の職務）

役職者の職務は次のとおりとする。

- ① 会長：本協会を代表し、会務を統括し、常務を決する
- ② 副会長：会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する
- ③ 会計担当理事：会員登録及び管理、財務管理、決算及び予算策定の職務にあたる
- ④ 広報担当理事：各種選手権大会の告知及び結果等の通知、会議決定事項の通知、各種情報提供、ウェブサイトの管理の職務にあたる

第15条（顧問）

会長は、前会長に顧問への就任を要請し、各種の諮問、行事への参加を求めることができる。

第4章 事務局及び委員会

第16条 (事務局)

- 1 本協会は、事務局を会長宅におく。
- 2 事務局は、本協会の総務（会員登録及び管理を含む）及び会計事務の処理にあたる。
- 3 会長は、理事会の決議を経て、事務局の運営を支部その他適宜の機関に委託することができる。
- 4 会長は、事務局の代表者を理事会に出席させることができる。

第17条 (委員会)

- 1 本協会は、委員会を設置することができる。
- 2 会長は、理事会の承認を得て、委員会の職務を各委員会の委員長及び委員に委嘱する。
- 3 各委員会の委員は、理事会に出席することができる。

第18条 (計測委員会)

本協会は、計測委員会を設置し、次の職務を行う。

- ① 艇・セイル・リグなどの計測、並びに計測員の派遣及び育成
- ② クラスルールの管理及び運用、並びにビルダーとの連絡及び連携



第5章 会議
第1節 総会

第19条 (総会)

- 1 本協会は、正会員で組織する総会を置く。
- 2 会長は、定期総会を、年に1回、原則として全日本選手権大会期間中に大会開催地で開催できるように招集しなければならない。
- 3 総会を招集するには、少なくとも会議を開く日の2週間前までに、会議の日時、場所及び目的を示して、正会員に通知を発しなければならない。
- 4 前項の通知は、書面のほか、eメール又は本協会のウェブサイトに掲載する方法で発することができる。

第20条 (臨時総会)

- 1 会長は、必要と認める場合には、理事会の決議を経て、臨時総会を招集することができる。
- 2 会長は、正会員の30%以上の要求がある場合には、すみやかに、4週間以内の日を会日とする臨時総会の招集の通知を発しなければならない。
- 3 会長が前項の通知をすみやかに発しない場合には、理事又は前項の請求をした正会員は、臨時総会を招集することができる。

- 4 臨時総会の開催を要求した正会員は、開催理由又は趣旨を明記した書面による臨時総会開催要求書を、理事会に提出しなければならない。
- 5 前条第3項及び第4項の規定は、臨時総会を招集する場合に準用する。

第21条（議決権及び決議）

- 1 正会員（総会の日々の2週間前までに正会員になったものに限る。以下、本条において同じ。）は、当該年度の総会において1人1議決権を有する。
- 2 正会員は、書面又は代理人（正会員に限る）によって議決権を行使することができる。
- 3 代理人は、総会ごとに、代理権を証する書面又はこれに準じる記録を会長に提出しなければならない。
- 4 総会の会議は、正会員の半数以上の出席（書面又は代理人によって議決権を行使する正会員は出席したものとみなす）により成立し、議決権の過半数で決する。
- 5 総会の議長は、会長が務める。
- 6 総会の議長は、議事録を作成し、本協会のウェブサイトに掲載しなければならない。
- 7 準会員、ジュニア会員及び賛助会員は、議長の許可を得た場合に限り、総会に出席することができる。ただし、総会の議決権を有しない。

第22条（決議事項）

本規約に別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項については、総会の決議を経なければならない。

- ① 各会計年度における収支予算案の承認
- ② 各会計年度における収支決算案の承認
- ③ 規約の制定、変更又は廃止

第2節 理事会

第23条（理事会）

- 1 本協会は、理事で組織する理事会を置く。
- 2 理事会は、会長が招集する。
- 3 3名以上の理事が理事会の招集を請求した場合には、会長は、すみやかに理事会を招集しなければならない。
- 4 前項の場合において、会長が理事会をすみやかに招集しない場合には、理事が理事会を招集することができる。
- 5 理事会を招集するには、会議の日時、場所及び目的を示して、理事に通知を発しなければならない。
- 5 前項の通知は、書面のほか、eメールで発することができる。

第24条（議決権及び決議）

- 1 理事は、書面、eメール又は代理人（理事に限る）によって議決権を行使することができる。

- 2 理事会の会議は、理事の半数以上の出席（書面又は代理人によって議決権を行使する理事は出席したものとみなす）により成立し、出席した理事の過半数で決する。
- 3 会長は、理事会の議事録を作成し、本協会のウェブサイトに掲載しなければならない。ただし、会員の共同の利益を害する場合その他正当な理由がある場合は、その一部を掲載しないことができる。

第 25 条（決議事項）

本規約に別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項については、理事会の決議を経なければならない。

- ① 各会計年度における収支予算案の作成
- ② 各会計年度における収支決算案の作成
- ③ 規約の制定、変更又は廃止にかかる案の作成
- ④ 会費又は艇登録料の変更
- ⑤ 組織の設置又は廃止
- ⑥ その他本協会の運営において重要な事項

第 26 条（書面又は e メールによる臨時理事会）

理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事の過半数（第 13 条第 2 項但書に定める場合にあっては会長を除く理事全員）が書面又は e メールにより同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすことができる。

第 6 章 会計及び監査

第 27 条（経費）

本協会の経費は、補助金、会費、寄付金、その他の収入でまかなう。

第 28 条（会計年度）

本協会の会計年度は、毎年 1 月 1 日に始まり、同年 12 月 31 日に終わる。

第 29 条（収支予算案及び収支決算案の承認）

- 1 会長は、毎会計年度の収支予算案を、理事会の決議を経て総会に提出し、その承認を得なければならない。
- 2 会長は、毎会計年度の収支決算案を、監事の会計監査を経て総会に報告し、その承認を得なければならない。

第 30 条（監事）

- 1 本協会は、監事 1 名を置く。

- 2 会長は、理事会の承認を得て、正会員の中から監事を指名する。
- 3 監事は、毎年 1 回以上収支決算案の監査を行い、その結果を書面で理事会に報告しなければならない。
- 4 第 12 条第 1 項及び同条第 5 項の規定は、監事に準用する。

第 7 章 雑則

第 31 条（全日本選手権）

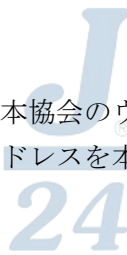
全日本選手権大会は、原則として、各支部が持ち回りで開催する。

第 32 条（レースへの参加）

- 1 本協会が主催又は主管するレースに参加する場合、参加艇は登録艇でなければならない。但し、特段の免除が定められた場合はこの限りでない。
- 2 本協会が主催又は主管するレースに参加する艇のオーナー（艇のオーナーが複数いる場合は少なくともそのうちの 1 人）及びヘルムスマンは正会員でなければならない。また、他の乗員は本協会の会員でなければならない。但し、特段の免除が定められた場合はこの限りでない。

第 33 条（名簿及び連絡先）

- 1 会長は、毎年、会員の名簿を調製し、本協会のウェブサイトに掲載しなければならない。
- 2 会長は、毎年、理事全員の e メールアドレスを本協会のウェブサイトに掲載しなければならない。



会費及び艇登録に関する細則

細則 1 本協会の会費を次のとおりとする。

| | 正会員 | 準会員 | ジュニア会員 | 賛助会員 |
|-----|----------|---------|---------|----------|
| 入会金 | 10,000 円 | — | — | 理事会で都度決定 |
| 年会費 | 10,000 円 | 5,000 円 | 3,000 円 | 理事会で都度決定 |

細則 2 前年度の正会員の入会金は免除する。

細則 3 ジュニア会員となるためには、申込時において 20 歳未満でなければならない。

細則 4 会費は、入会申込後ただちに支払わなければならない。

細則 5 会員が年度途中に入退会した場合であっても、会費の減額又は返還は行わない。

細則 6 艇登録料は、2,000 円とする。

細則 7 艇登録は、1 年度ごとにされなければならない。

細則 8 会長は、理事会の承認を得て、活動していない艇の艇登録を拒否することができる。



平成 24 年附則

附則 1 本規約は、平成 24 年 10 月 18 日の総会で承認され、平成 25 年 1 月 1 日より施行する。

附則 2 収支予算案の総会による承認に関する規程（第 22 条第 1 号、第 25 条第 1 号）は、平成 26 年 1 月 1 日から施行する。

平成 10 年附則

附則 1 この規約は、平成 10 年 11 月 14 日の臨時総会で承認され、同日より施行する。

附則 2 本規約第 12 条 2 項（支部選出の理事数）は平成 10 年度に限り「平成 10 年 9 月 19 日までに、会費を完納した支部加盟正会員数に応じて、次の通り定める。」と読み替える。

附則 3 本規約第 14 条 1 項（役員任期）により今回選出された新理事の任期は、就任時より平成 12 年 12 月 31 日までとする。

